

旭川市地域公共交通会議設置要綱 新旧対照表（案）

（平成 26 年 4 月 25 日）

改 正（新）	現 行（旧）
（書面開催） <u>第 6 条 緊急を要するなどやむを得ない事情により会議の招集が困難であると会長が認める場合は、書面により構成員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。</u> <u>2 第 1 項の規定にかかわらず、構成員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることができない。</u> <u>3 第 1 項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに構成員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。</u> ※第 6 条の新設により、以降は条ずれ。 （事務局） 第 10 条 会議の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、旭川市総合政策部<u>政策推進課</u>に置く。 3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。 4 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。 附 則 この要綱は、平成 23 年 12 月 20 日から施行する。 この要綱は、平成 26 年 1 月 27 日から施行する。 <u>この要綱は、平成 26 年 4 月 25 日から施行する。</u>	〔新 設〕 （事務局） 第 9 条 会議の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、旭川市総合政策部<u>まちづくり推進課</u>に置く。 3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。 4 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。 附 則 この要綱は、平成 23 年 12 月 20 日から施行する。 この要綱は、平成 26 年 1 月 27 日から施行する。